

自治会の法人化の手引き



立川市市民部市民協働課



目 次

I. 認可地縁団体とは

1 自治会・町内会等の法人化とは	1
2 法人化制度の趣旨	1
3 認可申請できる団体	1
4 認可の要件	2

II. 認可申請手続き

1 地縁団体認可までの主な手続きの流れ	5
2 認可申請	6
3 申請にあたっての注意点	6
4 認可・告示	7
5 不認可の決定に対する異議申し立て	7

III. 認可後の地縁団体について

1 認可地縁団体の印鑑登録	8
2 各種証明書の発行	8
3 不動産登記	9
4 税の申告について	9
5 各種課税関係	9
6 規約に変更があった場合	10
7 告示された事項に変更があった場合	10
8 財産目録・構成員名簿の作成	11
9 団体が解散したとき	11
10 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	11
11 運営上の留意点	15

IV. 認可の取り消しと解散

1 認可の取り消し	16
2 解散	16

V. 参考例・様式集

1 規約作成例	17
2 総会議事録作成例	24
3 資産目録作成例	26
4 申請者が代表者であることを証する書類作成例	27

5 申請書等の様式	28
① 地縁団体認可申請書（第1号様式）	28
② 確認書（第2号様式）	29
③ 地縁団体告示事項証明書交付請求書（第7号様式）	30
④ 地縁団体告示事項変更届出書（第5号様式）	31
⑤ 規約変更認可申請書（第8号様式）	32
⑥ 規約変更の内容及び理由について（第8号様式添付書類記載例）	33

【印鑑登録に関する様式】

① 認可地縁団体印鑑登録申請書（第1号様式）	34
② 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（第3号様式）	35
③ 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（第5号様式）	36

I. 認可地縁団体とは

.....

1 自治会・町内会等の法人化とは

いわゆる自治会・町内会等（以下、自治会等といいます。）は、地方自治法上「地縁による団体」とよばれ、市長の認可を受けることにより、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となることができるとともに、その団体名義で不動産登記や地域的な共同活動を行うことができる制度です。

2 法人化制度の趣旨

従来、自治会等が保有する集会施設などの財産管理については、自治会等の名義で登記が出来なかったことから、会長や役員等の個人名義又は共有名義で登記されていました。

その場合、

- （１）登記名義者の債権者が、不動産を差し押さえて競売してしまった。
- （２）登記名義者が死亡した場合に、相続人との間で所有権の争いが生じた。
また、相続人が多数いたり、遠隔地に居住していたりして手続きが遅延した。
- （３）多数人による共有として登記しているため、登記名義者が転出するたびに変更登記を行う必要があり、手続きが非常に面倒である。また、移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまった。
など、様々な問題が生じていました。

このため、平成３年に地方自治法の一部が改正され、団体名義で不動産登記ができないことによる保有不動産をめぐるトラブルを防止し、自治会等の活動をしやすくするため、一定の手続きを行うことで市長の認可を受け、法人格を持つことが可能となり、団体名義で不動産登記などができるようになりました。

また、令和３年１１月からは、地域活動を円滑に行うために必要であれば、資産の有無に関係なく法人格を取得することができるようになりました。

地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可以外の手続き（例えば、法務局への法人登記）は一切必要とされません。

3 認可申請できる団体

（１）申請できる地縁による団体は、町または字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体です。

（２）認可の対象となる団体は、自治会等のように区域に住所を有する人は誰もが構成員となれ、「地域のつながり」に基づいて組織された地縁による団体に限

られ、スポーツ同好会のように特定の目的の活動を行う団体や、構成員に区域内に住所を有すること以外に特定の属性（例えば、性別や年齢など）を必要とする団体は除かれます。

4 認可の要件（4つ）

(1)目的

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることを認められること。

※「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは、自治会等が現に行っている次のような活動を総称するもので、特段これまでと異なった活動を念頭においているものではありません。

回覧板、会報等での住民相互の連絡／清掃及び美化活動／防災及び防犯活動／市に対する要望等／集会所の維持管理／慶弔／街路灯設置及び維持管理／盆踊り、お祭り、敬老会等の行事／レクリエーション活動等

※ 団体の目的が、スポーツ活動や芸術活動のみというように、活動内容が特定分野のみである場合は、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは解されません。

※ 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的」としているかは、自治会等の規約に掲げている目的により判断します。

※ 「現にその活動を行っていることを認められること」は、自治会等の活動を示す書類等(●6 ページ(5)地域的な共同活動を行っていることを記載した書類)により確認します。

(2)区域

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

- ・ 区域は、その自治会等の構成員のみならず市内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることが必要です。
- ・ 区域の表示は、町・字・地番又は住居表示が考えられます。
- ・ 区域は、その自治会等が相当の期間にわたって存続している区域の現況によります。

①「相当の期間」とは、一般的には、認可申請を行う団体が、その区域において安定的に存在していると認められる期間をいい、「具体的には、2 年以上とします。従って、新設の団体は、その存続が 2 年に満たないものであれば、認可の対象とはなりません。」

- ②区域は、現に存在している団体の区域の現況によります。決して新たな区域の設定・変更につながるものではありません。
- ③団体が、客観的にも実質的にも存在しているとう実態が、権利能力付与の前提です。

※ 区域が、他の自治会等の区域と重複する場合は、十分に調整して下さい。

(3) 構成員

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

- ・ 構成員は、「世帯」単位ではなく「**区域に住所を有する個人**」になります。区域に住所を有すること以外に年齢・性別・国籍等の条件は付けられません。
- ・ 区域外に住所を有する個人は、構成員とすることはできません。
- ・ 構成員は、区域内に住所を有する「**自然人たる個人**」に限られます。ただし区域内に住所を有する法人や組合等の団体を、その自治会等の意思決定に参加することのできない賛助会員等とすることは構いません。
- ・ 「**現に構成員となっていること**」は、構成員の住所が記載された構成員名簿により確認します。

(4) 規約

規約を定めていること。

次に掲げる事項が定められていることが必要です。それ以外の事項が記載されていても構いません。

規約の名称は、「規約」「会則」「規程」等、特に制限がありません。

① 目的

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載するもので、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。

② 名称

地方自治法上は、何らの制約もありません。ただし、他の法令において名称独占規定がある場合は、それに従う必要があります。また、既存の法人と誤認される恐れのある名称は、使用しないでください。

③ 区域

「〇〇町△丁目全域」や「〇〇町△丁目のうち、〇番×号から〇番△号まで、〇番▽号及び◇号」という表示が考えられます。

④主たる事務所の所在地

「事務所」とは、地縁による団体について、一箇所に限り設けられた主たる事務所をいい、この所在地がその地縁による団体の住所となります。

事務所は、代表者の自宅、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとするが望まれます。

定め方としては、住居表示または地番及び家屋番号によるほか、「この会は、事務所を会長の自宅に置く。」という方法も考えられます。

⑤構成員の資格に関する事項

区域に住所を有するすべての個人が地縁による団体の構成員となり得ること、その地縁による団体は、正当の理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めておかなくてはなりません。

構成員の資格に関する事項として、少なくとも他に加入及び脱退に係る手続き事項を定めてください。

⑥代表者に関する事項

少なくとも代表者の選出方法、任期及び権限並びに代表者に委任する事務がある場合には、その事項を定めてください。

地縁による団体においては、団体の区域の内部における地域的共同活動を行うことが目的で、対外的取引活動を専らとするものでないこと等から、法人である地縁による団体の対外的代表機関は、代表者一人としています。

地方自治法第 260 条の 5 から第 260 条の 10 までに、代表者に関する規定が定められていますので、ご注意ください。

⑦会議に関する事項

少なくとも地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項を定めてください。

構成員の表決権は、原則として平等です。

なお、地方自治法第 260 条の 13 から第 260 の 19 までに、会議に関する規定が定められていますので、ご注意ください。

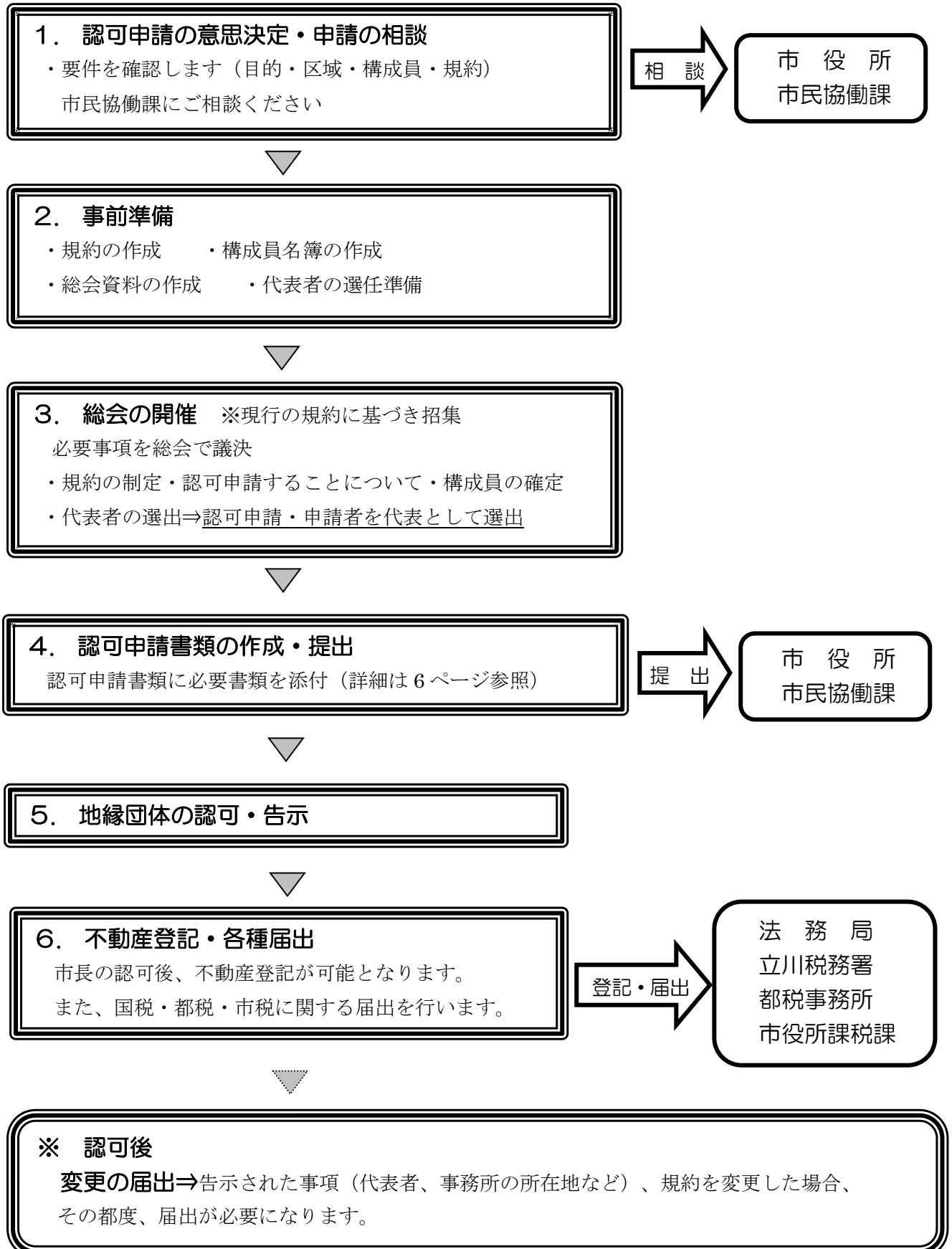
⑧資産に関する事項

少なくとも資産（積極財産をいい、負債は含みません。）の構成、取得、管理、処分の方法を定めてください。

資産の構成の定め方は、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて掲げる方法、「（例）この会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する。」とする方法も可能です。

Ⅱ. 認可申請手続き

1 地縁団体認可までの主な手続きの流れ



2 認可申請

認可申請は、当該地縁団体の代表者が、市長に対して次の書類により申請します。

(1)認可申請書（☞28 ページの第 1 号様式）

※認可申請書には、次の(2)～(7) の書類を添付してください。

(2)規約（☞3、4 ページの各事項を定めたもの）

※作成にあたっては、17 ページの規約作成例を参照してください。

(3)認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

（総会の議事録の写しに、議長及び議事録署名人の署名のあるもの）

※作成にあたっては、24 ページの総会議事録作成例を参照してください。

(4)構成員名簿

(5)地域的な共同活動を行っていることを記載した書類

（自治会等で作成した事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等）

(6)申請者が代表者であることを証する書類

※ 作成にあたっては、27 ページの承諾書の作成例を参照してください。

(7)確認書（☞29 ページの第 2 号様式）

裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無及び代理人の有無についての確認書

3 申請にあたっての注意点

・認可申請にあたっては、現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有財産の確定等についても審議してください。

・特に規約については、必ず見直しをしていただき、認可要件を満たすよう規約の改正をしてください。なお、総会を開催する前に、規約の改正案について、事前に立川市市民協働課までご相談ください。

4 認可・告示

自治会等から認可申請書類が提出され、要件を満たしている場合には、市は速やかに認可し、告示を行います。（告示までの期間は、概ね2～3週間程度かかります。）この告示は、法人登記と同様の効力を持ちます。

【告示事項】

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときはその事由
- ⑨ 認可年月日

※ 告示とは、市役所の仕事の中で、市民の皆さんに広くお知らせする必要があるものについて、掲示を行う仕組みです。

5 不認可の決定に対する異議申し立て

不認可の処分に対して不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

この異議申立ての詳細については、お問い合わせください。

Ⅲ. 認可後の地縁団体について

1 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に立証するものです。

不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務付けられている場合などには、「印鑑登録証明書」が必要となります。

なお、登録できる印鑑は、1 団体につき1 個です。

(1)登録申請を行うときは、次の書類が必要です。(代理人による申請は、委任状が必要となります。)

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書 (●34 ページの第1 号様式)
- ② 代表者の印鑑 (立川市に一個人で印鑑登録をしてあるもの)
- ③ ②の印鑑登録証明書 1 通
- ④ 登録をする団体の印鑑

(2)登録をする印鑑は、次のようなものは受け付けられません。

- ① ゴム印その他の変形しやすいもの
- ② 印影の大きさが、1 辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は1 辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ③ 印影が鮮明でないもの
- ④ 上記に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

(3)登録印の改廃について

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 (●36 ページの第5号様式)を提出してください。

2 各種証明書の発行

(1)地縁団体告示事項証明書

地縁団体告示事項証明書はどなたでも請求することができます。地縁団体告示事項証明書交付請求書 (●30 ページの第7号様式)により請求して下さい。

ただし、使用目的、申請者の所属などを伺います。

証明書の交付手数料は、1 通につき300円です。

(2)印鑑登録証明書

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 (●35 ページの第3号様式)により申請して下さい。

印鑑登録証明書は、団体の代表者のみが申請することができます。

証明書の交付手数料は、1 通につき300円です。

3 不動産登記（必要な場合）

認可された団体名義で登記ができるようになります。登記の際の必要書類等、詳細については、法務局にお問い合わせください。

※認可地縁団体印鑑登録証明書、地縁団体告示事項証明書 等が必要です。

4 税の申告について

詳細については、それぞれの関係機関にお問い合わせください。

(1) 法人の設立届

立川税務署、都税事務所、市課税課へ届け出をします。

※ 届出には、市で発行する認可地縁団体の証明書が必要となります。

(2) 税の申告

①収益事業を行った場合

立川税務署、都税事務所、市課税課へ申告します。

※ 事業年度の終了後、2 ヶ月以内に申告します。

②収益事業を行わない場合

都税事務所、市課税課へ均等割の申告をします。

（立川税務署への申告は不要です。）

※ 毎年4月末日の1週間前までに申告します。

③源泉所得税、消費税について

詳細については、税務署にお問い合わせください。

5 各種課税関係

認可地縁団体には、以下の税金が課税されますので、減免申請手続きを行う必要があります。詳細については、それぞれの関係機関にお問い合わせください。

(1) 市税

①法人市民税（市課税課）

②固定資産税（市課税課）

※ 減免申請の手続きには、市で発行する認可地縁団体の証明書が必要です。

(2) 都税

①法人都民税（都税事務所）

※ 収益事業を行わない場合は、課税されません。

②不動産取得税（都税事務所）

(3) 国税

① 法人税（立川税務署）

※ 収益事業を行わない場合は、課税されません。

（同様に法人事業税も課税されません）

② 登録免許税（法務局）

■ 認可地縁団体への各種課税

税の種類		収益事業の有無	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市 税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・所得割 課 税
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 減免措置あり	固定資産税の評価額で課税 課 税
都 税	法人都民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・所得割 課 税
	法人事業税	非課税	課 税
	不動産取得税	減免措置あり	不動産を取得した時点の評価額 課 税
国 税	法人税	非課税	課 税
	登録免許税	課 税	課 税

減免措置は一定の条件を満たす必要があります。

詳細はそれぞれの関係機関へお問合せください。

6 規約に変更があった場合（●32 ページの第8号様式・33 ページの記載例）

以下の書類を提出してください。なお、規約の変更内容が、告示事項に該当する場合には、市長の認可後、別途「告示事項変更届出書」とそれを証する書類の提出が必要になります。

① 規約変更認可申請書

② 規約変更の内容及び理由を記載した書類

③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録の写し）

※ 地方自治法260条の3第2項の規定により、規約の効力発生は、市長の認可後となります。

7 告示された事項に変更があった場合（●31 ページの第5号様式）

告示事項（●7 ページ参照）に変更があった場合は、告示事項変更届出書及び変更があった旨を証する書類（総会の議事録の写し）に、それぞれの告示事項毎に必要な書類を添付して、変更届出の手続きを行う必要があります。

8 財産目録・構成員名簿の作成（地方自治法第260条の4）

(1) 財産目録の作成（☞26ページの記載例）

毎年度終了までの間に財産目録を作成し、事務所に備え置くことが義務付けられています。

(2) 構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、事務所に備え置くことが義務付けられています。

構成員の変更については、市への届け出は必要ありませんが、構成員の変更があるごとに訂正してください。

9 団体が解散したとき（地方自治法第260条の20）

団体が解散した場合は、市長に対して届出（市長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の催告（官報による公告）手続きが必要になります。

10 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

(1) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、既に亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、地方自治法が改正され、平成27年4月より認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

※この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存または移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものです。不動産登記の対抗要件としての公示制度（所有していることを第3者に主張する）ですので、公告を受けて異議申し出があった場合、その解決は当事者間で行っていただくこととなります。市が仲裁や、当該不動産の所有権の有無を確定させることはありません

(2) 申請の要件

下記の全ての要件を満たしている必要があります。

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩か

つ公然と占有していること

- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

(3) 申請の流れ

①事前準備

- ・書類の作成等を市民協働課と相談
- ・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等。

②総会の開催

規約に従い、総会を開催。

（協議事項）

- ・特例適用を申請する議決。
- ・保有資産目録または保有予定資産目録に、申請不動産の記載がない場合は申請不動産の所有に至った経緯について議決。

③申請（提出書類）

1. 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（法令の様式）
2. 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の全部事項証明書（法務局で発行）
3. 認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録。（認可申請時に市に提出したもの）
ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類（総会の議事録）
4. 申請者が代表者であることを証する書類（28 ページの作成例を参照）
5. 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

- （1）当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- （2）当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

- ・公共料金の支払い領収書
- ・閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本
- ・旧土地台帳の写し
- ・固定資産税の納税証明書
- ・固定資産税課税台帳の記載事項証明書 等

資料の入手が困難な場合は次の資料により疎明することができる。

- ・ 入手困難な理由書
- ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
- ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

(3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市区町村が保有する地縁団体台帳
- ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等

資料の入手が困難な場合は次の資料等により疎明することができる。

- ・ 入手困難な理由書
- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

(4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

- ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足る資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

④審査

- ・内容を市で審査

⑤公告

- ・要件を満たしている場合、下記の事項について市が3カ月以上の公告を実施

【告示事項】

1. 地方自治法第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
2. 申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
3. 異議を述べることができる者の範囲に関する事項
4. 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

⑥異議

- ・異議を述べることができるのは、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者となります。異議が提出されなかった場合、認可地縁団体による登記に対し承諾があったものとみなされます。

（提出書類）

1. 異議申出書（法令の様式）
2. 不動産登記事項証明書
3. 住民票の写し
4. その他市長が必要と認める書類

⑦通知

- ・異議がなかった場合

市長が認可地縁団体による申請不動産の登記について、登記関係者の承諾があったものとみなされた場合、異議がなかったことを証する通知（法令の様式）を送付します。通知を法務局に提出し、不動産登記の申請を行うことができます。

- ・異議があった場合

市長は、異議が提出された旨及び異議の内容を記載した通知書（法令の様式）を送付します。

1 1 運営上の留意点

(1)通常総会の開催（地方自治法第 260 条の 13、15～17）

- ・代表者は、少なくとも毎年 1 回、構成員の通常総会を開いてください。
- ・総会の招集は、少なくとも 5 日前に、会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。
- ・認可地縁団体の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除いて、全て総会の決議によって行います。
- ・総会においては、規約に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができます。

(2)代表者その他の代理人が、その職務上において、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

（地方自治法第 260 条の 2 第 15 項 ＊一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第 78 条準用）

(3)認可後の地縁による団体の性格

①その区域に住所を有する個人の加入拒否の原則的禁止

（地方自治法第 260 条の 2 第 7 項）

認可地縁団体は、その区域の住民であれば誰でも加入できることが基本的な性格の一つですので、原則として加入を希望する者の加入を拒むことは認められません。

なお、その者の加入によって地縁による団体の目的や活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も認可要件の趣旨からも客観的に妥当と認められる理由がある場合には、「正当な理由」があるとして、加入を拒むことができます。

ただし、この正当な理由があるとして加入を拒むことは、実際の運営において極めて例外的な場合に限られるものと考えられます。

②民主的運営・自主的活動の原則（地方自治法第 260 条の 2 第 8 項）

民主的運営の下に、自主的に活動を行う必要があります。

③構成員に対する不当な差別的取扱いの禁止

（地方自治法第 260 条の 2 第 8 項）

④特定の政党のための利用の禁止（地方自治法第 260 条の 2 第 9 項）

※ 認可地縁団体は、公共団体その他の行政組織の一部ではありません。

市長により認可を受けた後も、住民により任意に組織された団体であることに変わりはありません。市長は認可を受けた地縁による団体に対して一般的監督権限はありません。

IV 認可の取り消しと解散

.....

1 認可の取り消し（地方自治法第 260 条の 2 第 14 項）

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合は、市長は認可を取り消すことがあります。

- (1) 認可を受けた団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- (2) 認可を受けた団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- (3) 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- (4) 構成員が多数脱退し、「相当数の住民」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- (5) 地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

2 解散（地方自治法第 260 条の 20）

認可地縁団体が以下のいずれかに該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散は、市長に対して届出（市長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- (1) 規約に定めた解散事由が発生したとき
- (2) 破産したとき
- (3) 認可が取り消されたとき
- (4) 総構成員の 4 分の 3 以上承諾のある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- (5) 構成員が欠けたとき

V 参考例・様式集

1 規約作成例

〇〇自治会（町内会）規約

第一章 総則

（目的）

第一条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 一 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 二 美化・清掃等区域内の環境整備
- 三 集会施設の維持管理
- 四 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（名称）

第二条 本会は、〇〇〇会と称する。

（区域）

第三条 本会の区域は、〇〇市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

（事務所）

第四条 本会の主たる事務所は、〇〇市△△町×番〇号に置く。

第二章 会員

（会員）

第五条 本会の会員は、第三条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第六条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

① 「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。

① 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。

② スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。

③ この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。

① 地方自治法上では、名称については、特別の制限はありません。したがって、「〇〇自治会」「××町内会」等の名称で差し支えありません。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。

（例：商工会でないものが「商工会」という名称は使用できません。）

① 団体の区域が客観的に明らかなものとして定められている必要がありますので、地番又は住居表示により表示されることが望ましいです。

① 「主たる事務所」とは、団体について1箇所に限り設けられた事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。

② 主たる事務所の所在地については、別段制限はありませんが、代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。

③ 記載例のように具体的な地番で定めることの他「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能です。

① 区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。

② 区域外の者は、会員にはなれません。

③ 団体は、自然人たる個人を基礎とするものですから、世帯を会員とすることはできません。

④ 区域に住所を有する法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。この場合は、第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができ」と規定することが適当です。ただし、賛助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できません。

① 会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合は、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。

(入会)
第七条 第三条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)
第八条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとす。
一 第三条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
二 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合
2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第三章 役員

(役員の種類)
第九条 本会に、次の役員を置く。
一 会長 一人
二 副会長 〇人
三 その他の役員 〇人
四 監事 〇人

(役員を選任)
第十条 役員は、総会において、会員の中から選任する。
2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)
第十一条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3 監事は、次に掲げる業務を行う。
一 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
二 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
三 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
四 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)
第十二条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 賛助会員を予定している場合は、第2項として「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。

① この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続を定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。

① 第5条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。

② 「正当な理由」とは、その者の加入により、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが社会通念上明らかであると認められる場合等です。

① 本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。

② 本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。

③ 長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続の下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。

① 必ず会長を1人置くことが必要です。

② 第11条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です。

③ その他の役員は、「会計」、「書記」等の具体的な名称で定めても差し支えありません。

④ 監事は1人又は複数人置くことが適当です。

① 監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

① 法律上団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。

② 「会計」、「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」、「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。

① 法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間は業務執行の一貫性確保に問題がありますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4年程度にする

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第四章 総会

(総会の種別)

第十三条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第十四条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第十五条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第十六条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき。
- 二 全会員の五分之一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 三 第十一条第三項第四号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第十七条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第二項第二号及び第三号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第十八条 総会の議長は、その総会において、出席した役員の中から選出する。

のが適当です。

② 役員の解任の手続を定める場合は、選任の手続と同様の定めをすることが必要です。

① 総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。

なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。

② 総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。

ア 事業計画の決定

イ 事業報告の承認

ウ 予算の決定

エ 決算の承認

① 総会は、地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回は開催しなければいけません。

② 地方自治法260条の4の規定により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。

③ 年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。

① 5分の1の数は規約によって増減できます。ただし、この数を増やすことにより実質的に総会開催請求権を奪うような定めはできません。

① 総会を招集するには、地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。

① 総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。

② 会長は、会員の中から選任されているので、

「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と規定しても差し支えありません。

（総会の定足数）

第十九条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、開会することができない。

- ① 法律上定足数の定めはありませんが、このように規定しておくことが適当と考えられます。
② 定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。

（総会の議決）

第二十条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ① 法律上議決に要する会員数の定めはありませんが、このように規定することが適当と考えられます。
② 議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。
③ 「この規約で別に規定するもの」とは、特定の事項について出席会員の3分の2（4分の3）以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。
④ 「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。

（会員の表決権）

第二十一条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

- ① 会員から表決権を奪うような定めは絶対に許されません。
② 表決権は、会員1人1票を原則とします。
③ 未成年者の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

- 一 ○○○○○○○○
二 ××××××××

- ① この規定は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。
② この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。
③ どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。
したがって、規約変更、財産処分、解散の議決、役員の選任等をこれに該当させることは好ましくありません。

（総会の書面表決等）

第二十二条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第十九条及び第二十条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第二十三条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所

- ① 総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。

- ① 会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。

二 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む） 三 開催目的、審議事項及び議決事項 四 議事の経過の概要及びその結果 五 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名しなければならない。	② 議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。
第五章 役員会 （役員会の構成） 第二十四条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 （役員会の権能） 第二十五条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 一 総会に付議すべき事項 二 総会の議決した事項の執行に関する事項 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 （役員会の招集等） 第二十六条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 2 会長は、役員の〇分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。 （役員会の議長） 第二十七条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。 （役員会の定足数等） 第二十八条 役員会には、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは、「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。	① 団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。 ② 監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。
第六章 資産及び会計 （資産の構成） 第二十九条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 一 別に定める財産目録記載の資産 二 会費 三 活動に伴う収入 四 資産から生ずる果実 五 その他の収入 （資産の管理） 第三十条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。	① 財産目録は、法律上設立時及び毎年（年度）始め3か月以内に作成されなくてはなりません。（財産目録の記載例は26ページ） ① 資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。

(資産の処分)

第三十一条 本会の資産で第二十九条第一号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第三十二条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第三十三条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第三十四条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後三月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第三十五条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第七章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第三十六条 この規約は、総会において総会員の四分の三以上の議決を得、かつ、△△市(町)(村)長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第三十七条 本会は、地方自治法第二百六十条の二十の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の四分の三以上の承諾を得なければならない。

① 団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決(4分の3以上の議決)により行うことが適当と考えられます。

① 日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。

① 事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3か月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。

① 会計年度の定めについては、特に制限はありませんが、一般的には、4月1日から3月31日まで又は1月1日から12月31日までと定めていることが多いようです。

① 規約の変更は、地方自治法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっています。したがって、役員会等の規定により変更する旨の規定はできません。

② 議決定数の「4分の3」は変更できますが、団体の根本規則である規約の変更は団体において重要事項と考えられますから、少数の会員の意思によって変更されることがないように慎重な検討が必要です。

③ 規約の変更については、地方自治法第260条の3第2項の規定により市長の認可を受けなければその効力を生じません。

④ 規約変更認可申請書の書式は様式3(36ページ)のとおりです。

① 解散事由は次のとおり

ア 破産

イ 認可の取消し

ウ 総会員の4分の3以上の同意による総会の決議

エ 会員の欠亡

② ア、イ及びエの事由により団体は当然に解散することとなります。

③ ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。

(残余財産の処分)
第三十八条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第八章 雑則
(備付け帳簿及び書類)

第三十九条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)
第四十条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第三十三条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第三十五条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

④ なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。

- ① 左のように定める方法と特定の個人等を残余財産の帰属権利者として定める方法といずれの方法でも可能ですが、営利法人に寄付、会員に分配するような定めは地縁による団体としての目的からして適当ではありません。
- ② 議決定数の趣旨については、規約変更及び解散の議決の場合と同様です。

① 規約施行上の細則等を定めることについては、会長又は役員会等に委任する旨の総会の議決が必要です。
細則としては、総会の議事運営規程、弔慰金支給規程、旅費規程等が考えられます。

- ① 認可後に認可年月日を記入します。
- ② なお、「立川市長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。
- ① 年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。
- ① 年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。

2 総会議事録作成例

令和〇年度 総 会 議 事 録

1. 日 時 令和〇年5月12日（日）午前10時から11時30分まで
2. 場 所 〇〇公民館
3. 会員総数 300 名
4. 出 席 者 211 名（うち委任状による出席 39 名）
5. 議 事

*会員総数 300 名に対し、出席者 211 名その内委任状による出席者 39 名で会議は成立した旨を報告し開会を行う。

*議長の選出について

日本太郎を指名し、全員異議なく決定した。

*議事録署名者の選任について

東京二郎及び北多摩三郎の2名を指名し、全員異議なく決定した。

第1号議案 令和〇年度事業報告について

立川四郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員異議なく原案のとおり議決した。

第2号議案 令和〇年度収支決算について

立川四郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員異議なく原案のとおり議決した。

第3号議案 地縁団体認可申請について

立川四郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員異議なく原案のとおり議決した。

第4号議案 〇〇自治会規約について

立川四郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員異議なく原案のとおり議決した。

第5号議案 令和〇年度事業計画について

立川四郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員異議なく原案のとおり議決した。

第6号議案 令和〇年度収支予算について

立川四郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員異議なく原案のとおり議決した。

第7号議案 役員の選出について

立川四郎より趣旨説明の後、以下の者を指名推薦した。

会 長 砂川五郎

副会長 若葉六郎

書 記 富士見七郎

会 計 羽衣八郎

監 事 高松九郎

採決の結果全員異議なく議決した。

*以上で、付議された議案は全て議了した。

これにて〇〇自治会令和〇年度総会を終了した。

午前11時30分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和〇年〇月〇日

議 長 日 本 太 郎

署名員 東 京 二 郎

署名員 北 多 摩 三 郎

【自署もしくは記名、押印】

3 資産目録作成例

保有資産目録

団体の名称 ○○○自治会

○○年○○月○○日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積 (㎡)	所 在 地
○○公民館	○○.○○㎡	立川市○○○○○○○○

イ 土地

名 称	面 積 (㎡)	所 在 地
宅 地	○○.○○㎡	立川市○○○○○○○○

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

4 申請者が代表者であることを証する書類作成例

承 諾 書

〇〇年度〇〇〇自治会臨時総会で、〇〇〇自治会の法人化取得のための申請人は自治会長が当たると議決されましたので、その申請人になることを承諾いたします。

〇年〇月〇日

(住所) 立川市〇〇町〇丁目〇番〇

(氏名) 〇〇〇 〇〇〇

【自署もしくは記名、押印】

5 申請書等の様式（ホームページから印刷してご利用ください）

第1号様式（第4条関係）

地縁団体認可申請書

年 月 日

立 川 市 長 殿

認可を受けようとする地縁による団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所 在 地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 確認書（第2号様式）

確 認 書

年 月 日

立 川 市 長 殿

認可を受けようとする地縁による団体の名称
及び主たる事務所の所在地

名 称 _____

所 在 地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

地方自治法第260条の2の規定により地縁による団体の認可申請にあたり、下記事項について事実と相違ないことを確認します。

記

- 1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

☐ 無 ☐ 有

- 2 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

☐ 無 ☐ 有

地縁団体告示事項証明書交付請求書

年 月 日

立 川 市 長 殿

申請者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

次の団体に係る 年 月 日付立川市告示第 号で告示された事項について、地方自治法第260条の2第12項の規定に基づき、証明書の交付を申請します。

記

1. 団体の名称

2. 主たる事務所の所在地

3. 請求数

通

地縁団体告示事項変更届出書

年 月 日

立 川 市 長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 _____

所 在 地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

年 月 日付立川市告示第 号で告示された事項に次のとおり変更があったので、
地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があった旨を証する
書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

規約変更認可申請書

年 月 日

立 川 市 長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 _____

所 在 地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

地方自治法第260条の3の規定により、規約変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

〇〇年〇〇月〇〇日

規約変更の内容及び理由について

【団体の名称】 〇〇〇自治会

【 規約変更の内容 】

(改正前)

第4条 本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く

(改正後)

第4条 本会の主たる事務所は、立川市〇〇町×番〇号に置く

(理由)

集会施設を取得し、事務所を集会施設に置いたため。

(改正前)

第〇条 〇〇の〇〇は、××において、□□の中から××する

(改正後)

第〇条 〇〇の〇〇は、△△がこれにあたる

(理由)

従前から実施している運用に合わせて変更した。

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

立川市長 殿

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	
	(資格) () 代表者等の氏名	生年月日 ・ ・
	住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。		
申請者	☐ 本人	住所
	☐ 代理人	氏名 印

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 代表者等の氏名の欄に押す印鑑は、登録されている個人の印鑑とし、印鑑登録証明書1通を併せて提出してください。
- 4 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記入してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

立川市長 殿

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	
	(登録資格) () 代表者等 の氏名	生年月日 ・ ・

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。		
申請者	☐ 本人	住所
	☐ 代理人	氏名 印
証明書の用途		

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

立川市長 殿

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	
	(資格) () 代表者等 の氏名 印	生年月日 ・ ・

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。		
申請者	☐ 本人	住所
	☐ 代理人	氏名 印

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合には、登録している個人の印鑑を添付してください。
- 3 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

問い合わせ先 立川市市民部市民協働課

〒190-0015 立川市泉町1156-9

電 話 042-528-4315 (直通)

FAX 042-527-8074